

健康・医療戦略推進専門調査会運営規則

令和 3 年 5 月 18 日
健康・医療戦略推進専門調査会座長決定

「健康・医療戦略推進専門調査会の設置について」（平成 26 年 6 月 10 日健康・医療戦略推進本部決定）第 6 項の規定に基づき、健康・医療戦略推進専門調査会運営規則を次のように定める。

（総則）

第 1 条 健康・医療戦略推進専門調査会（以下「専門調査会」という。）の議事の手続その他専門調査会の運営に関し必要な事項は、健康・医療戦略推進本部令（平成 26 年政令第 205 号）及び「健康・医療戦略推進専門調査会の設置について」に規定するもののほか、この規則に定めるところによる。

（会議）

第 2 条 専門調査会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議を招集しようとするときは、事務局を通じて、委員に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 3 会議の出席には、会議の開催場所への参集のほか、ウェブ会議システム等を利用した会議への参加を含めるものとする。
- 4 座長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。
- 5 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（委員以外の者の出席）

第 3 条 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（会議の公開）

第 4 条 会議は、原則として、公開とする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

（議事概要等の公開）

第 5 条 座長は、議事の経過について、会議に出席した委員等の確認を得て議事概要を作成するものとする。

- 2 会議における議事概要及び配布資料は、原則として公開とする。ただし、座長は、

必要があると認めるときは、議事概要及び配布資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

(その他)

第6条 「健康・医療戦略推進専門調査会の設置について」第7項の規定により専門調査会に引き継がれるものとされた「医療分野の研究開発に関する専門調査会の運営について」は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年5月18日から施行する。